

ハラスメント相談メール⇒

このメールは相談員にのみ送信されます。メールには以下の内容を入力して下さい。
件名:「相談」 内容:回生・名前・返信用メールアドレス

ハラスメント防止に関するガイドライン

1. ハラスメント防止に関するガイドラインの目的

倉敷中央看護専門学校は、本校のすべての学生が個人として尊重されハラスメントを受けることなく、修学する権利が保障されるように努めます。

そのため、「倉敷中央看護専門学校ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、その内容を解りやすく伝えるため、以下のガイドラインを定めます。

2. ハラスメント防止に関する取り組みについて

- 1) 本校のすべての学生が、ハラスメントを受けることなく修学できるよう十分な配慮と措置を講じます。
- 2) ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメント防止に関する情報の収集および啓発活動等を行い、あらゆるハラスメントを生まない学校生活を目指します。
- 3) ハラスメントに関する疑問や悩みを安心して相談できる体制を整備し、問題の早期発見と迅速な解決に努めるとともに、必要に応じて適切に事実関係の把握を行い、その結果に基づき対応します。

3. ガイドラインの対象

- 1) このガイドラインは、本校の学生を対象とします。
- 2) このガイドラインは、学校の内外、授業及び特別教育活動時間の内外を問わず、本校の学生に関わるすべてのハラスメントを対象とします。

4. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、または相手を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって、相手側の人権を侵害し学習・教育環境を悪化させることを言います。

- 1) セクシュアルハラスメントとは、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動によって、相手が学業に支障を生じたり、不利益を被ったりすること、またはこれらの行為によって修学を悪化させること。
- 2) アカデミックハラスメントとは、教育の場における立場、権力を利用して、不適切な言動・指導を行い、その指導等を受けるものに修学・教育上の不利益を与え、その環境を悪化させること。
- 3) パワーハラスメントとは、上下関係により生じる権力差(パワー)を背景にして継続的に人格と尊厳を侵害する言動で、相手方に修学上の不利益を与え、その環境を悪化させること。
- 4) 上記に分類されないものであっても、優越的な地位に基づく 1) 2) および 3) に準ずる不適切な言動は、このガイドラインに沿って対応します。

5. ハラスメントを行わないための基本的心構え

- 1) 誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、ハラスメントを起こしうる可能性があります。
- 2) 相手の受け止め方が基準
相手がどう感じたかということが判断基準のひとつとなることに留意しましょう。親しさを表現するつもりと言動であったとしても、自分の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があります。「この程度なら相手も許容するだろう。」と勝手な憶測により、相手とは親密な人間関係が築けていると勝手に思い込むこともハラスメントの原因になります。
- 3) 同じ言動を繰り返さない
相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かった場合には、決して同じ言動を繰り返さないことが重要です。

4) 意思表示があるとは限らない

相手から「不快である。」という意思表示が常にあるとは限りません。ハラスメントを受けた者が、拒否できない場合も多くあります。拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしてはいけません。

5) 学習の場の延長にも留意

学校・その他の学習の場における人間関係がそのまま持続する場においてもハラスメントに留意する必要があります。授業時間内・学習の場(実習関係の場所を含む)におけるハラスメントのみに注意するのでは不十分です。

6. ハラスメントの被害を受けたら

1) ハラスメントを受けた場合は、被害を深刻にしないために次の事項について認識することが大切です。

- ・一人で我慢したり、受け流したりしているだけでは必ずしも状況は改善されない
- ・ハラスメントに対して行動をためらわない

2) ハラスメントを受けた場合には、次のような行動をとるように努めることが重要です。

- ・嫌なことは、相手に対して明確に意思表示すること
- ・一人で悩まず、信頼できる人に相談するか、ハラスメント相談員・教職員に相談する。その際には、ハラスメントが発生した内容等について記録しておくことが望ましい。

3) ハラスメントを見かけたときには、当事者間の個人的な問題として片づけるのではなく、周囲の人の意識と態度が防止するために重要であることを自覚し、相談窓口申し出るように勧めるなどの行動をとりましょう。また、被害者自身が相談窓口に行こうとしない場合、被害者に代わって相談することも可能です。

7. ハラスメント相談について

ハラスメント相談に対応するためにハラスメント相談窓口を設置し、相談員を配置しています。ハラスメントに関する相談であることを伝え、相談しましょう。

- ①相談員(教職員のうち2名) 相談者は、相談員に相談することができます。
- ②教職員 相談者は、身近な教職員に相談することができます。
- ③ホームページからの相談 相談者は、ホームページから相談員と面談日の調整を行い相談することができます。

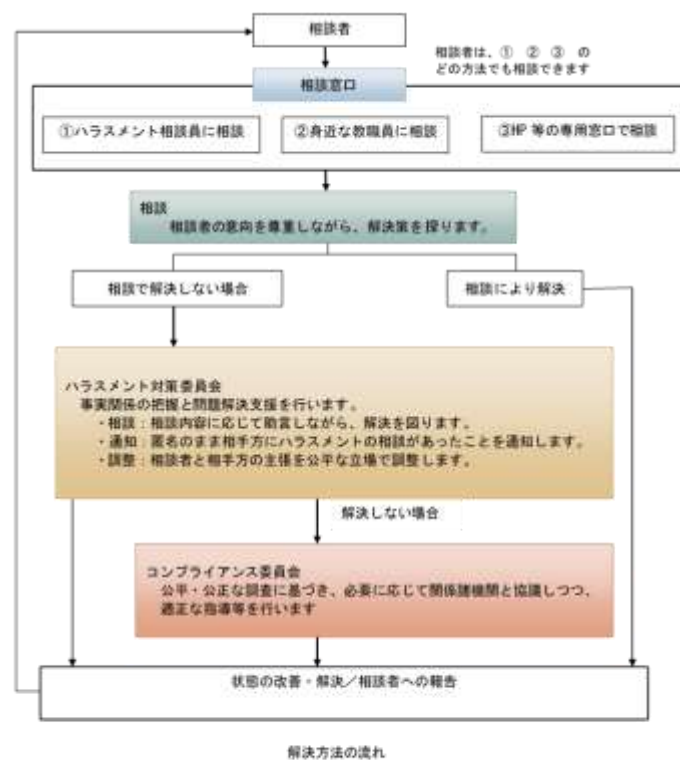
8. 具体的な解決方法について

ハラスメントがあった場合は、相談員や教職員が相談者の意向を尊重しながら、相談に応じます。

解決が困難な場合、ハラスメント対策委員会に申立をすることもできます。相談者から申立があった場合は、ハラスメント対策委員会において、事実関係の把握と問題解決の支援を行います。

なお、ハラスメント対策委員会での解決が困難な場合においては、コンプライアンス委員会を設置し、公平・公正な調査に基づき、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ適切な指導等を行います。

(図:解決方法の流れ参照)



9. 守秘義務

相談員・教職員・ハラスメント対策委員会・コンプライアンス委員会などハラスメントに関する相談・申立の各種手続きに関与した者は、相談者等のプライバシーを保護するための厳格な守秘義務が課せられています。また、その職務を離れた後であっても他へ漏らしてはいけないうことになっています。

10. 不利益な行為の防止

ハラスメントに関する相談・申立、その他ハラスメントに対する問題への対処等に関係、協力した者が、不利益な取り扱いを受けることがあってはなりません。仮にそのようなことがあった場合には本校として処分を含め厳正に対処します。